

議案第 23 号

鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 10 日

鳥栖市教育委員会

教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長をしたいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市立小中学校における夏季休業の期間延長について

| 現行の夏季休業日 | 変更後の夏季休業日 |
|-------------|-------------|
| 7月21日～8月24日 | 7月21日～8月31日 |

※学校管理規則の改正は行わず、1～2年程度の試行期間を経て改正の要否判断を行う

□はじめに

平成26年の教育委員会12月定例会で協議され、平成27年から中学校の試行を開始、平成29年に規則改正とした夏季休業の短縮であるが、昨今の猛暑における熱中症リスクの増大を受け本案を提起する。

児童生徒の健康確保への配慮等について文部科学省から通知が発出され、全国的な動きもみられる中、授業時数が適切に確保されることを前提とし、市立全小中学校の夏季休業期間を1週間延長したいと考える。

■期間延長の目的：猛暑における熱中症リスクの増加への対応

◎児童生徒の健康確保・安全確保

→「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」（令和7年5月8日付け「7教参考第12号」）

4．休業日等の取扱いについて

必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始業日の短縮等をはじめとした対応を検討すること。

学校教育法施行規則第63条^{*1}に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれること。

◎学校の管理下や登下校中における熱中症は毎年約3,000件^{*2}が確認されている。

◎統計情報（鳥栖市の気温：鳥栖消防署提供）

| | 8月1日～31日 | | 8月25日～31日 | |
|-------|----------|---------|-----------|---------|
| | 平均気温（°C） | 35度以上日数 | 平均気温（°C） | 35度以上日数 |
| 2025年 | 34.2 | 17 | 35.0 | 4 |
| 2015年 | 31.9 | 7 | 27.7 | 0 |

*1:学校教育法施行規則第63条：非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、・・（中略）・・当該学校を設置する教育委員会に報告しなければならない。

*2:学校等の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数（独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ）。

■留意事項：授業時数の実際

| 学年 | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 | 中1 | 中2 | 中3 |
|--------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 標準時数 | 850 | 910 | 980 | 1015 | 1015 | 1015 | 1015 | 1015 | 1015 |
| R7年度計画 | 904 | 961 | 1024 | 1061 | 1057 | 1053 | 1058 | 1072 | 1023 |
| 余剰時数 | 54 | 51 | 44 | 46 | 42 | 38 | 43 | 57 | 8 |

◎授業時数の見直し

- 「令和6年度公立小中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について（周知）」（令和6年12月25日付け事務連絡）

2. 今後の教育課程の編成・実施に際して

標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校において、（中略）真に必要な時間かどうかを検討し、改善を図る必要があること。

不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではないこと。

■他自治体の状況

| 市町名 | 夏季休業期間 | R7始業式 | 検討 | R8始業式 | 備考 |
|-------|-------------|-------|----|-------|---------------|
| 鳥栖市 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | ○ | 9月1日 | |
| 基山町 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | ○ | 9月1日 | |
| 神埼市 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | | 8月25日 | |
| 佐賀市 | 7月21日～8月28日 | 8月29日 | △ | 8月29日 | |
| 多久市 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | | 8月25日 | |
| 小城市 | 7月21日～8月31日 | 9月1日 | | 9月1日 | ※過去に期間変更なし |
| みやき町 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | ※ | 8月25日 | ※R7より3月17日修了式 |
| 上峰町 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | △ | 8月25日 | |
| 吉野ヶ里町 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | | 8月25日 | |
| 久留米市 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | | 8月25日 | |
| 小郡市 | 7月21日～8月26日 | 8月27日 | | 8月27日 | |
| 筑紫野市 | 7月21日～8月24日 | 8月25日 | | 8月25日 | |

※基山町：令和8年度から延長対応（9月定例教育委員会に報告済み）

□その他

- ・夏季休業短縮開始：中学校_H27年度、小学校_H28年度に試行 於：平成26年12月定例教育委員会
- ・平成29年に「鳥栖市立小、中学校における管理に関する規則」を改正し現在に至る

□今後のスケジュール

- ・鳥栖地区PTA連合会会長への説明及び各学校PTAへの周知
- ・市議会への説明（12月議会）
- ・12月校長等研修会での説明と意見交換等→教職員への周知
- ・1月児童生徒及び保護者への周知